

## 第1章

# 国立大学法人制度の特徴

## 1.1 国立大学法人制度の特色

### はじめに

国立大学の法人化とは、国の意思で開設し、最終的に国が責任を負う「国立大学」の基本的性格を前提としつつ、大学と国、大学と社会との関係を見直すと同時に、大学自身の管理運営の方法を改め、大学にふさわしい自律的で、柔軟で、戦略的な運営の実現を目指すものである。いわば国立大学の「マネジメント改革」である。

このようなねらいで構想された「国立大学法人」制度には、次のような制度上の特色がある。

### (1) 国の基本的責任と国による財源措置

#### 国立大学としての基本的な位置付け

国立大学（法人）が行う事業は、最終的に国が責任を負うべき事業であることが前提となる。したがって、法人化後も、各国立大学の基本的な位置付けは、私立大学や公立大学とは根本的に異なり、国が直接責任を負うことになる。

具体的には、まず、各国立大学の開設あるいは廃止は、国の意思に基づき法律によって直接行われる。また、各大学の所在地は法律によって直接指定され、大学の裁量は認められない。つまり、国立大学の配置は、法人化前と同様に、国の責任において全国的な地域バランスが十分に考慮され、決定される。さらに、各国立大学の運営の基本方針は、各大学が6年ごとに定める中期目標・中期計画の策定過程を通じて、大学と国との間で直接意見の調整が図られることになる。

#### 国が必要な財源を措置

国立大学に対するこうした国の責任を前提に、各大学の運営は、一般的には独立採算を前提とせず、国の予算において必要な財源が措置されることになる。具体的には、国との間で合意された中期目標・中期計画に記載される各大学の事業が確実に実施できるよう、国が運営費交付金、施設費補助金等を措置することになる。

運営費交付金は、学生数など各大学共通の客観的な指標で算出する学部教育等標準運営費交付金と、各大学の固有の事情を勘案して算出する特定運営費交付金及び附属病院運営費交付金の合計額となる。受託研究収入等の自己収入については、増収しても運営費交付金は減額しないなど各大学の増収努力のインセンティブが働くようにしている。運営費交付金の額には業績評価の結果も反映されるが、その方法は、国立大学法人評価委員会における評価の基準、方法に関する検討を待って決定されることになる。

### (2) 事前規制の緩和と事後評価の重視

#### 国の関与は入口と出口に限定

法人化することにより、国の大学に対する関与は、これまでの予算・組織・人事などの細部にわた

る日常的な規制・関与という手法から、6年間の基本的な運営方針（＝各大学ごとに作成する中期目標・中期計画）に関する事前の意見調整と、事後的な業績評価に限定した手法へと転換する。つまり、大学と国との意思疎通は、大学運営の入口（＝基本方針）と出口（＝業績評価）の2点を通じて行われ、その間の6年間は、国の規制は撤廃され、各大学に運営上の大幅な裁量が与えられることとなる。

これは、法人化を契機に、国と各大学との役割と責任の分担をできるだけ明確化し、また、各大学における自律的な運営体制を確立するための制度的な前提を確保するとともに、教育研究の柔軟な展開を図る上での制度的な障害を取り除こうとするものである。

### **中期目標・中期計画の重い位置付け**

運営の入口の段階で各大学ごとに作成され、公表される中期目標・中期計画は、いわば国と大学との契約である。と同時に、社会に対する各国立大学の公約でもあり、その位置付けは極めて重い。法人化後は、各大学では、この中期目標・中期計画を基本方針として、学長を中心に大学運営が行われることになる。

中期目標・中期計画の策定過程で大学と国との間で意見調整が図られるが、その実質的な作成主体は、あくまでも各国立大学である。文部科学大臣は、財政上の理由などに限り、大学が作った原案に修正を加えることになる。意見調整の過程では、国立大学法人評価委員会における審議や文部科学大臣から財務大臣への協議も行われるが、それぞれのプロセスは全て公開され、手続の透明性が確保される。

### **評価は個性が問われる**

他方、運営の出口の段階で行われる業績評価は、毎年度及び中期計画が終了する6年ごとに実施され、特に6年ごとの評価は、教育、研究の業績を大学評価・学位授与機構が専門的に評価し、その結果を基に経営面も加味して国立大学法人評価委員会が総合評価を行うことになる。

いずれも各大学が行う自己点検・評価がベースであり、評価の基準は、各大学が定める中期目標に向けての取り組みの状況が基本となる。つまり、評価は、各大学がどのような目標を掲げ、その目標に向けてどう取り組んできたのかが問われるわけであり、したがって、地方大学、小規模大学、あるいは基礎分野だから不利だといったことはない。

一言で言えば、評価では、何よりも各大学の個性、存立の意義こそが問われることになる。

## **（3） トップ・マネジメントの実現**

### **運営の権限と責任を明確化する**

法人化によって各大学の経営権限が拡大することに伴い、これを十分に活用した戦略的なトップ・マネジメントが可能となるよう、大学の運営組織は大幅に改められた。

現在の教授会や評議会は、その性格上、ともすれば痛みを伴う大胆な改革や機動的な意思決定を困難にする側面を持つ。また、これらの機関は審議機関であるにも拘わらず、学長選考権を評議会が持つことも影響して、評議会等の意向に学長の決定が過度に拘束され、結果として大学運営の責任の所在が曖昧となるケースも多々見られる。

このため、法人化後は、教育研究に関する「教育研究評議会」と、経営に関する「経営協議会」の2つの審議機関（「決定機関」ではない）を新たに設け、これらの審議機関の意見を勘案しながら、学長と理事で構成される「役員会」が重要事項を議決し、最終的には学長の権限と責任において意思決定を行うことを制度上明確にしている。

#### **学長権限のサポート機能・チェック機能**

法人化によって、学長の権限が拡大し、ワンマン体制になるのではないかと、との懸念を指摘する向きもある。確かに法人化すると、学内における予算の配分、ポストの配分、給与の決定など、いわば学内の資源配分は、最終的には学長が決定することになる。その意味では、法人化前に比べて学長は大きな権限を持つことになる。

ただし、実際には、経営協議会や教育研究評議会を通じて学内外の様々な意見を汲み上げていくことも必要であり、さらに重要案件は学長と理事で構成される役員会の議決を経ることになる。つまり、国立大学法人制度は、拡大した学長の執行権のサポート機能とチェック機能が用意された仕組みとなっている。

#### **教授会運営の見直し**

なお、運営体制の見直しの際、教授会運営の見直しが課題となる。

教授会は、国公私を問わず大学に置くことが学校教育法で定められており、法人化後の国立大学も同じである。実際の運営のあり方は、各大学に任されることになるが、法人化後は、教育、研究の重要事項を審議する全学的な審議機関として教育研究評議会が新設されることから、教授会は、各学部や研究科における教育課程の編成、学生の入学、卒業、学位の授与など、教授会が置かれる組織に関する教育、研究の重要事項を審議するという役割を担うものと考えられる。

これまで、一部の大学では、教授会が大学や学部に関する最終的な意思決定機関であるかのごとき運営がなされてきた実態もあった。法人化後は、大学運営の最終的な意思決定の権限と責任は、明確に学長及び役員会にある。そのことを前提に、また、より柔軟で戦略的な大学運営の実現を目指すという法人化の趣旨を踏まえ、例えば、教授会の審議事項を精選する、学部長や研究科長の権限を拡大するなど、各大学において教授会運営のあり方について再点検を行うことが必要となる。

### **（４）学外者の参画と積極的な情報発信**

#### **学外者の参画をビルト・イン**

国立大学法人には、国による規制・関与を制限する一方、国民の税金で運営される以上、国民や社会の幅広い意見が大学運営に適切に反映され、活かされるべきである、との考え方にに基づき、直接各大学に外部者を参画させる仕組みがビルト・インされている。

具体的には、役員のうち、理事と監事に各1名以上の学外者の登用を義務付けている。また、経営の重要事項を審議する「経営協議会」の構成員の2分の1以上は学外から委員を任命する。監事を除きいずれも学長の責任において任命することになる。

一般的には、企業経営者、大学経営経験者、地元自治体関係者、監査法人関係者などが予想される

が、いずれにせよ、組織経営の経験が豊かで、同時に大学の教育研究にも深い理解のある人材が理想であろう。どのような人材を登用するか、学長の経営手腕の大きな見せどころと言える。

#### **学長選考にも学外者の意見を反映**

さらに、法人化後の学長は、学内者と学外者とが同数で構成される「学長選考会議」が、選考方法を決め、最終的な学長候補者1名を決定し、文部科学大臣が任命することになる。

これまでの学長選考は、教官による選挙の結果を評議会が承認するのが慣例だったが、法人化後の学長は経営面の最終責任者でもあることから、学外の意見も反映する形に変わる。選考の過程で、学内の関係者の意向聴取を行うことも可能だが、そのことも含め最終的には学長選考会議が責任をもって決定することになる。

#### **徹底した情報公開**

また、国立大学法人制度では、独立行政法人以上の徹底した情報公開を求めている。大学の教育、研究の実態は、その専門性のゆえになかなか国民の理解が得がたいと考えられるが、国民への説明責任を全うし、国民の支持を得るためにも、教育、研究、さらには財務面も含めた運営の実態について、大学側からの積極的な情報の公開・発信が重要となる。

#### **おわりに**

以上のような特色を備えた国立大学法人制度も、実際には、各大学の判断でかなり弾力的な運用が可能である。その意味では、この制度が所期の効果を上げることができるかどうかは、結局のところ、各大学における運用如何によるところが大きい。学長以下の役員の方々、さらに大学の一人一人の構成員の皆さんのお取り組みを期待している。

## 1.2 国立大学法人の財務会計

### (1) 国立大学法人制度の概要

#### ①検討の経緯

国立大学等の法人化については、昭和46年の中央教育審議会答申以来、たびたび指摘されてきた。特に、平成8年に設置された行政改革会議では、行政改革の観点から「独立行政法人制度」の創設が議論され、その過程で国立大学等についても議論がなされた。続いて、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）において、教育研究の質的向上、大学等の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的に取り組むことが求められた。その後、平成11年7月、独立行政法人通則法が制定され、独立行政法人制度が明らかになったことを機に、平成12年7月「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」が設置され、平成14年3月に「新しい「国立大学法人」像について」が報告された。

この報告書では、

- ①行政機能のアウトソーシングや運営の効率性の向上といった行政改革の視点を超えて、教育研究の高度化や大学運営の活性化など《大学改革の推進》のために、裁量の拡大といった法人化のメリットを最大限活かすという積極的な発想に立っていくこと。
  - ②21世紀の我が国の「知」の基盤を支えるという《国立大学の使命》の実現を図ること。
  - ③《自主性・自律性》を高め、各大学等の裁量を拡大すること。
- を基本的な考え方としながら、
- (a) 個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開。
  - (b) 国民や社会への説明責任の重視と競争原理の導入。
  - (c) 経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現。

の3つの視点を示しつつ、組織業務、人事制度、目標・評価、財務会計制度等について検討結果がまとめられた。

#### ②制度の概要

大学等は、(1)行政改革の観点から国の事務事業の実施機能を外部化して設けられた独立行政法人とは異なり、本来、歴史的にも国際的にも自律的な運営のもと高度な教育研究や学位授与を行う社会的機関として発展してきたものであり、憲法等でも自律性が保障されていること、(2)また、その特性を踏まえると、①学長及び機構長の任免は国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の申出に基づき行うこと、②文部科学大臣が国立大学法人等の中期目標を定めるに際しては、国立大学法人等の意見に配慮すること、③中期計画期間については、教育研究の特性や大学評価の周期等を勘案し、6年とすること、などの取扱いが必要であったことから、国立大学法人等は、独立行政法人通則法に規定する独立行政法人とは位置付けられず、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づく、自律性と企画機能を持った独自の法人格として



## **(2) 国立大学法人制度における財務面の特徴**

### **①国立大学法人等における財産的基礎と財務面の特徴**

従来、国立大学等が利用している財産は、国立学校特別会計所属の行政財産等であったが、国立大学法人化に際しては、教育・研究を安定的に実施できるよう、国立大学等が現に利用に供している土地・建物(宿舍なども含む)は原則として国から出資し、現に利用に供している設備、備品等は無償で承継された。

また、各国立大学等における学生納付金や附属病院収入等の一切の収入は、これまで国立学校特別会計の収入として計上されていたが、法人化後は、これらの収入は直接各国立大学法人等に計上されることとなり、国立大学法人等の業務運営は、これらの収入と国からの運営費交付金により賄われることとなった。なお、法人化前は、国立学校設置法のもと、国立大学や国立高等専門学校、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構や国立学校財務センターなどが、会計上は「国立学校特別会計」という1つの袋でまとめられていた。このため、財源調整を要する場合や個々の大学等で不測の事態が生じた場合などは、この会計内部で財源・資金や土地等の資産を計画的に調整したり、国からの追加配分や補正予算による修正等を行ったり、キャンパス移転・附属病院再開発等に当たっては財政融資資金の借入を会計間の貸し借りとして行うなど、予算の要求や執行の場面では《1つの袋としてまとまった国の会計》という性格を生かして、全国の国立大学等で生じる様々なケースに弾力的に対応してきた。法人化後は、この特別会計が廃止され、各機関が自ら独立した固有の会計を有することとなったため、各法人毎に、資金管理・運用、予算の要求・執行を自らの責任において実施することとなった。また、長期借入金を行うに当たっての償還確実性も各法人毎に審査され、さらに不測の事態などについても短期借入や保険加入等に対応するなど、これまでとは異なる対応が求められる。

なお、国から出資を受けた土地を譲渡した場合の処分収入については、文部科学大臣が定める基準により「独立行政法人国立大学財務・経営センター」（以下「センター」という。）へその一部が納付され国立大学法人等へ再配分されることとなるが、これにより、国立学校特別会計における施設整備に係る財源調整機能の一部が残されることとなった。

以下では、運営費交付金などの国立大学法人等の業務を支える運営財源と、施設の整備財源とに分けて説明したい。

### **②国立大学法人等における業務の運営財源**

国立大学法人等の業務を支える運営財源としては、運営費交付金のほか、学生納付金、附属病院収入等の自己収入がある。

#### **(1) 運営費交付金**

##### **(i) 基本的な性格**

国立大学法人等が、国の予算単年度主義のもとで、中期計画期間の6年間を見通しつつ、教育・研究を柔軟に安定的に実施することができるよう、その経常的な経費については、その収入と支出の見

積りの差額を運営費交付金として措置することとしている。運営費交付金の算定ルールは、国立大学法人等の中期計画の記載事項の「予算、収支計画及び資金計画」（法人法第31条第2項第3号）を作成し、6年間の予算の大枠を算定する際のルールである。

基本的な仕組みとしては、法人発足初年度（平成16年度）の運営費交付金算定上の収入・支出予算を基準とし、平成17年度以降の予算は、その基準となる収入・支出予算に効率化係数などの諸係数を乗じて算出される。16年度予算は、このスタートの基準となる予算総額を算出したものであり、また、算定ルールにおける経費区分やその区分毎の金額はあくまでも毎年度の運営費交付金の総額を算出するためのものであって、具体的にどのような積算で予算を組み運営するかは、各国立大学法人等自らの判断となる。

また、運営費交付金は、用途が特定されない「渡し切りの交付金」という性格を有している（註1）。

なお、国として支援すべき新たな教育研究ニーズに対応するため、各大学等の個性に応じた教育研究の取り組みを幅広く支援して、その活性化を図るための重点配分経費を増やす仕組みとして、算定ルールにおいて「特別教育研究経費」という枠組みが設けられている。

算定ルールの決定に当たっての基本的な視点は、次の2点であった。

①国立大学法人等が平成17年度以降も見通しをもって着実に教育研究を展開できるよう、必要な運営費交付金総額を確保できるルールとする

②自主性・自律性の向上といった法人化の趣旨に沿い、国立大学等の教育研究の特性に配慮するとともに、教育研究の活性化につながるようなルールとする

このような総額の確保、自主性・自律性の尊重、国民の理解等の観点から、以下のような算定ルールが策定された。

（註1）例えば、人件費・物件費の取扱についても考慮された。即ち、16年度予算概算要求時の案（以下「当初案」という。）では、毎年度必要となる人件費について、雇用上限を設定した上で、雇用計画を各大学等から聴取し、実員ベースによる積算を行い、人件費を確保しようという案であったが、しかし、①当初案では、いわば定員管理的な手法ではないかと指摘され、定員管理の場合と同様、定員削減的ルールの導入による人件費の減額が求められること、②人件費と物件費を区分して積算すると、結果的に、各国立大学法人等における人件費管理に影響を与え、自由な人事設計や組織運営等に支障を及ぼすのではないかと懸念されたことなどの理由から、人件費・物件費の区分をなくすことが、運営費交付金予算額の確保及び国立大学法人等の自主性の尊重の観点から適切と考えられた。

## （ii）算定ルールの内容

### （a）概要

国立大学法人等の運営費交付金は、「学部教育等標準運営費交付金」、「特定運営費交付金」、「附属病院運営費交付金」を合算した金額となる（註2）。

「学部教育等標準運営費交付金」は、学部教育等の教育研究費などについて、学生数等の客観的な指標に基づく各大学に共通の方式により算出する交付金区分である。

「特定運営費交付金」は、学部教育等標準運営費交付金の算定方式では算定が困難な特定の教育施設の運営や事業の実施に必要な所要額を算出する交付金区分であり、各大学等の実態を反映させるも

のである。具体的には、学部・大学院等の標準分では算定が困難な教育研究経費、附属病院の教育研究診療部分の経費、附置研究所や附属施設等の経費の合計額から、検定料収入や雑収入等を減じ、その上で、特別教育研究経費及び退職手当や移転費など毎年度個別に措置する特殊要因経費を加えたものである。

また、「附属病院運営費交付金」は、附属病院の一般診療経費及び債務償還経費の合計額が病院収入と収支相応していない場合に一定の条件で交付するものである。

なお、各国立大学法人等に対して運営費交付金を交付する際は、これら3つに区分することなく一体として交付することとなる。

また、従来は国立学校特別会計の収入に組み入れられていた産学連携等収入や寄付金収入等の外部資金は、運営費交付金算定に影響させない。したがって、収入があれば全額が当該大学等の収入となる。(注3参照。以上の算定ルール概要については、25頁の表1参照)

なお、平成16年2月に示された、中期計画に実際に記載される運営費交付金算定ルール(26頁の表2参照)については、①同じ計算式を統括して重複を避けるなど簡潔な表記に努めるとともに、②国立大学法人会計基準に沿った決算(会計基準の財務諸表の様式やこれに基づく決算処理の電算システム)を考慮して中期計画期間中の予算、収支計画及び資金計画を策定できるような事業費区分に表記上整理されたが、上述の算定ルールと基本的な枠組みには変更はない。

(注2)当初案では、運営費交付金は、学生数等で算定する「標準運営費交付金」と附属病院や附置研等について個々に算定する「特定運営費交付金」とに分けられていたが、特定運営費交付金について、文部科学省の裁量が働く交付金という誤解や、附属病院経費が含まれることにより特定分が大きすぎるという誤った印象があったことから、これらの誤解を払拭するため、上記の3区分とされた。

(注3)当初案では、受託研究や寄付金事業等の運営費交付金事業以外の事業を除き、運営費交付金を全て収支差により算定する方式であったため、各大学等が自己収入を増やしても、運営費交付金の減額によって相殺されてしまう仕組みであった。このため、各大学等の自主性の尊重や教育研究の活性化、経営努力の尊重の観点から、自己収入の一部(附属病院収入増の一定割合を超える部分等)については、自己収入の増と運営費交付金の算定とを切り離す仕組みに修正し(運営費交付金の収支差補填に対する一定の修正)、各法人の自助努力による増収分は、原則として各法人に帰属するようにした。

#### (b)効率化係数

効率化係数の適用やその率については、先行の独立行政法人(平成13年度設立のもの及び平成15年10月に特殊法人から転換して設立されたもの)に適用された係数等との比較でしばしば論じられてきた(表3参照)。

表3 中期計画における運営費交付金の見積もりに際し使用した係数等

区 分		人件費 調整係数	消費者 物価指数	業務政策 係 数	自己収入 政策係数	効 率 化 係 数	特殊経費
先 行 独 法	人 件 費 (退職手当除く)	1%	/	/	/	△1% (新規・拡充 を 除 く)	重点 施策 の 実 施 等
	物 件 費	/	0%	4%	/		
	自 己 収 入	/	/	/	1%		
平 成 15 年 10 月 1 日 設 立 独 法	事 業 部 門	人 件 費 (退職手当含む)	0%	/	/	△1%	重点 施策 の 実 施 等
		事 業 費	/	0%	0%		
	管 理 部 門 (一般管理費)	人 件 費 (退職手当含む)	0%	/	/	△13% (中期計画 期 間 中 (=年約▲3%)	
		事 業 費	/	0%	/		
	自 己 収 入		/	/	/	0%	

※係数等は、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数等を決定

しかしながら、国立大学法人等は、独立行政法人通則法を一部準用しているとはいえ、基本的には、法人法に基づいて設置される法人であって独立行政法人とは別であること、また、国立大学等の法人化は、大学等の個性化・活性化など大学改革を目指すためであって、行政改革のためではないことから、効率化係数等の諸係数の適用やその率の決定に当たっては、国立大学等の特性を踏まえ、教育研究に支障が生じないよう慎重に検討された。

なお、効率化係数を適用しないことを求める要望もあったが、①法人化後も引き続き国立大学等に多額の国費が投入されることについて国民の理解を得ていくためには、目に見える形での経営改善努力が求められ、既に法人法の国会審議においても効率化係数の適用が議論されてきたこと、②また、これまでとは異なり、「渡し切りの交付金」となってその使途は法人の自由裁量となることから（経費執行の自由度の増）、その裁量を生かした節減努力が求められること、③さらに、従来からも定員削減等により一定の経営努力がなされてきたこと等を踏まえれば、法人化後も、運営費交付金算定ルールにおいて効率化係数が設定されること自体はやむを得ないと考えられた。

以上のことから、国立大学法人等に適用される効率化係数については、

①一般管理費・教育研究費ともに△1%

②効率化係数の対象となる教育研究費のうち、大学設置基準上等必要とされる専任教員の給与費相当額を対象外として、対象範囲を限定

と定めることにより一定の効率化を図るとともに、国民の理解を得られる形で運営費交付金を増額できる仕組み（特別教育研究経費等）を制度上設け、全体として教育研究の発展につなげようとしたところである。

(c) 附属病院に係る運営費交付金と経営改善係数

附属病院に係る運営費交付金の算定に当たっては、予算積算上、附属病院関係の各予算事項を「教育研究」と「一般診療」に区分する。「教育研究」経費は、特定運営費交付金対象事業費の「教育研究診療経費」及び「特別教育研究経費」として、また、「一般診療」経費は、附属病院運営費交付金対象事業費の「一般診療経費」として計上される。

これは、あくまでも予算積算上の区分であり、「教育と研究と診療を一体的に行う」という附属病院の機能を変更するものではない。区分の主な理由は、①新たな医療開発や医療人養成などの教育研究事業が病院収入の増減の影響を受けることのないよう、その所要額を運営費交付金で確保する必要があること、②また、経営改善の努力をしても、その分だけ運営費交付金が減額される仕組みでは経営改善のインセンティブが機能しないため、これを回避する必要があること、であった。この区分の結果、経営努力により目標を上回る収入を得た場合は、国立大学法人が目標を超えた額を自由に使用できることとなった（註4参照）。

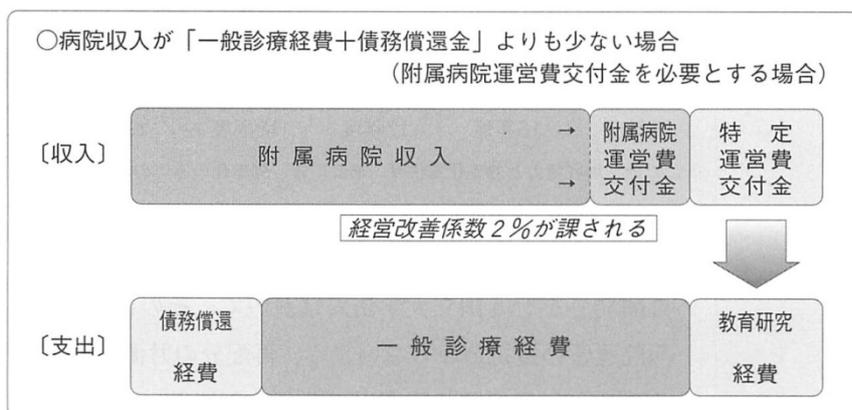
教育研究として扱われる予算事項は、以下のとおりであり、(※)印が付された事項は「特別教育研究経費」、残りは「教育研究診療経費」として区分される。なお、「教育研究診療経費」については学部等の経費と同様、1%の効率化係数が課せられる。

- ・常勤の教育職の全ての人件費
- ・非常勤の研修医の人件費
- ・研究費、研究医療費、学用患者費の研究経費・研修医教育経費
- ・電算機導入一時経費(※)、コバルト 60 線源更新費(※)
- ・高度先進医療開発経費(※)・特別医療機械購入費(※)
- ・平成 16 年度からの医師の卒後臨床研修必修化対応経費(※)
- ・光熱水料及び燃料費の 4 割

一般診療部分については、「一般診療経費」と「債務償還経費」の 2 種類に分かれており、「病院収入」と診療分の交付金である「附属病院運営費交付金」で対応することとされている。図 2 のとおり、病院収入で一般診療経費と債務償還経費を賄えない場合は、国立大学法人全体の運営において附属病院経費が負担とならないよう「附属病院運営費交付金」が措置されるが、病院収入が一般診療経費と債務償還経費の合計額と同じ、あるいは上回っている場合には、附属病院運営費交付金は措置されない。なお、一般診療経費は、算定ルール上、中期計画期間中は平成 16 年度予算額と《同額》として見積もることとされており、増収に伴う必要経費は算定されない。債務償還経費については、各法人の既存の債務償還計画に基づいた各年度の所要額となり、平成 16 年度以降の新規借入分も含まれる。

また、平成 17 年度以降の特定の年度において附属病院収入予定額が一般診療経費と債務償還経費の合計額を上回った場合、当該年度以降は、運営費交付金算定上の附属病院収入は原則として当該年度の一般診療経費と債務償還経費の合計額と同額で固定されることとなる。

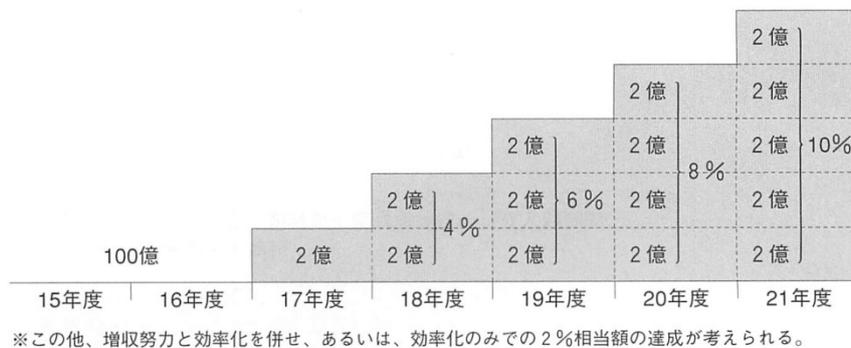
図2 附属病院に係る運営費交付金のイメージ



病院運営に関し経営の改善を図るため、平成17年度から、病院収入に対して「経営改善係数」2%が課されることとなる。具体的には、附属病院運営費交付金を必要とする国立大学法人に対し、平成16年度附属病院収入予算額（＝平成15年9月までの実績等に基づき、各大学において平成16年度収入見込額とした額）に、平成16年度開属病院収入予算額を基準にした2%相当額を毎年度累次加算して、当該年度の病院収入として取り扱う（図3参照）。これによって算出される増収相当分だけ、毎年度、附属病院運営費交付金が減じられて国立大学法人に交付されることとなるため、各附属病院はこの減を埋め、又は超えるだけの収入をあげる必要がある。実際には、単なる増収努力だけでなく、経費の効率化と併せての運用も可能である。また、一般診療経費については増収に伴う必要経費の算定がなされていないことから、効率化による節減経費を増収策への運用経費に充てることも可能である。

また、平成16年度において附属病院運営費交付金を受けない附属病院、あるいは、経営努力によりいったん附属病院運営費交付金が不要となった附属病院についても、再開発等の新たな借入金の償還が病院収入で対応できなくなった場合は、算定ルールにより附属病院運営費交付金が措置されることとなる。

図3 附属病院の増収イメージ



なお、経営改善係数2%の4分の1に当たる0.5%分については、新たな病院再開発等を行う国立大学法人において、その再開発等に伴う借入金償還等が病院運営の負担とならないよう、再配分の財源

として使用されることとなる。その他、附属病院特殊要因経費は、再開発・改修等に伴う休床等の影響を考慮した一時的経費であり、単年度毎の概算要求事項である。

(註 4)当初案では、附属病院の運営経費は、特定運営費交付金(註 2 参照)全体の収支差によって措置される仕組みだった。

しかし、附属病院は大学経営において大きな事業費規模を占めており、公的病院の経営の在り方に関する世論を踏まえて透明性をもった経営を示す必要があること、一般診療経費と債務償還経費が病院収入で賄えない場合は、国立大学法人全体の運営において附属病院経費が負担となりかねないこと、病院収入で増収を図ってもその分だけ法人全体の運営費交付金が減額されると経営改善のインセンティブが阻害されることから、附属病院の教育研究と診療を一体的に行うという機能は引き続き維持しつつも、交付金の算定上は、教育研究経費と一般診療経費とに区分することとされた。これにより、教育研究費は、特定運営費交付金の学部・大学院等教育研究費で措置されることとなり、病院収入の増減の影響を受けずに確保できるようになった。また、「一般診療経費+債務償還経費」は病院収入と附属病院運営費交付金で対応することとなり、この交付金を受ける法人は経営改善係数を上回る増収分を、病院収入が「一般診療経費+債務償還経費」を上回る法人はその上回る分を、自由に使用できることとされた(註 3 参照)。なお、このように交付金算定上、教育研究と診療に区分されることとされたが、附属病院の教育研究はもちろん、その診療分についても経営状況に応じて、運営費交付金が国立大学法人に対して措置されることから、附属病院全体としては独立採算制に当たるものではない。

#### (d)その他の係数について

教育研究政策係数( $\beta$ )は、物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数であり、当面は0%(影響なし)と見込まれている。

教育研究組織係数( $\gamma$ )は、学部・大学院の組織整備を行う際の係数であり、新たな組織を設置する場合は、この係数で調整することとされている。

この他、教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費として教育等施設基盤経費が措置されているが、施設の経年別保有面積の変動に対応するため、施設面積調整額( $\epsilon$ )が盛り込まれている。

これらの係数は、毎年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値が決定されることとされており、その決定方法・手続等については、今後、慎重な議論が必要と考えられる。

#### (e)特殊要因経費

特殊要因経費は、各国立大学法人等の個別事情や当該経費の性格等を踏まえ、毎年度、個別に予算要求し査定されるものであり、具体には、退職手当、休職者給与、一般施設借料等の経費がこれに当たる。特殊要因経費の基本的性格としては、主に次の4点があげられる。

- ①当該事業年度限りの経費であること
- ②効率化の対象外であること

- ③毎年度概算要求を必要とすること
- ④対象事項は毎年度変わり得ること

この特殊要因経費のうち、退職金については、そもそも法人化後は、各法人が定める退職金規程に基づき支給要件・支給額等が定められ、各法人は、職員を雇用する段階から退職引当金を積み立てて準備しておく必要がある。しかしながら、国立大学法人等運営費交付金では、退職引当金は積算されておらず、毎年度所要額を特殊要因経費として積算することとされている。この積算については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」において、「国家公務員からの移行職員の退職手当については、国家公務員退職手当法により維持されていた水準を尊重（期間通算を含む）して措置するものとする」とされている。このため、これを参考として、国立大学等から引き続き法人職員となる承継職員（法人法附則第4条）については、退職時点で国家公務員退職手当法（以下「退手法」という。）を準用した計算方式により、当該職員が国家公務員であったとして計算した退職金を支給するための所要財源を措置することとされた（以下、この算定方式を「退職金算定ルール」という）。なお、当該職員の退職に伴い、いわゆる「後補充」として、当該職員を雇用していた国立大学法人等の職員となった者に対する退職金相当額の予算措置及び額の計算も、同様に取り扱われるとともに、法人移行の対象となった定員数の範囲内で、平成16年4月以降採用する者についても同様の取り扱いとすることとされた。

（参考）なお、平成16年度予算案では、定年退職分、勸奨退職分、自己都合等の特別分を合算して所要額を計上。

一方、今後、国立大学法人等では国による定員管理等がなくなることから、国及び各国立大学法人等において退職金財源の措置を受ける対象者を予め台帳により特定しておくことが必要となるが、これは、あくまでも国が果たすべき財源措置の範囲を確定するためのものであって、国が大学等の定員を管理したり内部の組織をしばるものではない。例えば、後補充についても、退職者のポストを引き継ぐ後任者という意味ではなく、当該機関の管理下の職員であれば、部署や職種が異なる新規採用職員であっても対象となり得ることから、各大学等は、退職金算定ルールにしばられずに、独自に定員管理や組織改廃等を行うことができる。（なお、教職員が人事交流等で他の国立大学法人等に出向する場合は、退職金措置を受けるべき対象者として特定されてきたか、出向後特定されるかを、法人間で予め確認し所要の調整を行う必要がある。）

また、非常勤職員に係る退職金については、各大学等の過去の平均支出額がほぼ同額であったことから、運営費交付金の中の「一般的経費」で所要額が計上された。このため、平成17年度以降の非常勤職員に係る退職金については、特殊要因の対象とはならない。

さらに、自己収入等により雇用される職員については、当該職員の退職引当金は、基本的には当該自己収入から積み立てられておくべきものと考えられるが、この場合、法人による人件費・資金管理が重要となる。

退職金は、運営費交付金対象事業の中で、唯一精算義務を課されている経費であり、予算額と実績額に過不足が生じた場合には、翌々年度の概算要求において、（ア）決算上余剰が生じた場合には、その余剰額を当該概算要求額から差し引き、（イ）決算上不足が生じた場合には、その不足額を当該

概算要求に加える、こととしている。

また、国立大学法人等の役員の退職金に係る運営費交付金については、法定数全員を積算の対象とする。その際、独立行政法人の役員の退職金制度と同様、法人が定めた給与額を基礎とし、役員の在職期間1月につき法人が定めた支給率を乗じて得た額を原則とするが、国立大学等の特性に鑑み、職員と役員の在職期間の通算を考慮する必要があることから、退職金財源の算定に当たっては、職員から引き続いて役員となった者の退職金の積算については、職員の在職期間と引き続く役員の在職期間について通算し、退職時の給与額に職員の支給率を乗じて算出した額とする。また、役員から引き続いて職員となった場合、職員の退職時に在職期間を通算して算出した額とする。なお、これらいずれの場合でも、役員の在職期間に役員の退職金の業績評価を反映させることとされている。

#### (f)特別教育研究経費

特別教育研究経費は、国の政策として必要な人材養成、学術研究の推進など、各大学等が既存の資金の範囲内で実施することが困難な新たな教育研究プロジェクト等を、幅広く支援する仕組みであり、総合大学、単科大学、地方大学それぞれの個性に応じた取り組みを対象とするものである。これにより、一定の効率化を図りつつ、国立大学等の教育研究を活性化し得る仕組みとし、わが国の高等教育及び学術研究の一層の向上を目指すこととされている。この特別教育研究経費の在り方・具体の取扱等については、今後、大学等関係者の意見を聞きながら検討することとされている。なお、平成17年度以降、特殊要因経費及び特別教育研究経費については、運営費交付金の増減を伴うことから、平成16年度要求と同様、基本的には各大学等から要求の提出を求めることとなる。

#### (g)運営費交付金の交付方法等

運営費交付金については、各国立大学法人等が策定する収入・支出予定額調をもとに、交付時期及び各四半期の交付金額を決定することとされており、各四半期の最初の月（4、7、10、1月）に、申請・交付決定することなく、各法人の請求書に基づき、各四半期分をまとめて交付される。なお、各法人においては、振込先となる取引銀行を選定し、銀行口座を登録しておく必要がある。

## (2) 学生納付金

文部科学省が学生納付金（授業料、入学科、検定料及び寄宿料）について標準額を定め、各国立大学法人が特別の教育サービスを提供する等の場合、授業料については、標準額の110%を上限とする額を設定することができることとなる。したがって、学生納付金収入については、大学:単位、あるいは大学内の一部の学部について、結果として異なる金額を設定することもあり得る。

なお、運営費交付金の算定においては、学生納付金収入は標準額をもってなされる。また、学校財産貸付料や農場及演習林収入等の雑収入等については、過去の実績等合理的な見積り額をもって運営費交付金が算定されることとなる。（よって、授業料の標準額を超える上限額分や雑収入等の増収分については、大学の経営努力の尊重やインセンティブ等の考慮により交付金の減としては扱われない。）（9頁の註3参照）

### **(3) 附属病院収入**

国立大学法人の附属病院は、診療を通じて医学部等の教育と研究を推進し、教育研究を通じて得られた成果を質の高い医療として提供し、社会に貢献する使命と役割を有するが、その運営財源は、診療の対価として得る附属病院収入と附属病院運営費交付金を基礎としている。なお、附属病院に係る収入と支出は、患者数や診療の態様により連動して増減するという特徴がある。

### **(4) その他の運営財源**

国立大学法人等のその他の運営財源として、手数料収入、間接経費収入等の雑収入等が見込まれる。雑収入等については、国立大学法人等の創意工夫で増収が見込まれるものである。(なお、土地処分収入については、一部センターに納付し、残りは法人の収入となるが、法人化に際して、土地利用の必要性や計画等を踏まえて出資されていることから、当分の間は多くの額は見込めないものと考えられる。)

また、寄附金や受託研究費等については、それぞれその目的に応じて管理し、寄附目的の実現や当該研究の遂行の財源として使用することとなる。各国立大学法人等のインセンティブを高めるため、寄附金や受託研究費等については、運営費交付金の算定に反映しないこととしている。なお、短期借入金については、法人法第 35 条において準用される独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 45 条により中期計画で認められる限度額の範囲内であれば可能であるが、この限度額を超える場合や当該年度内に償還できない場合は文部科学大臣の認司が必要となる。また、長期借入金や債券発行については、法人法第 33 条第 1 項及び国立大学法人法施行令（以下「令」という。）第 8 条により、附属病院の再開発及びキャンパス移転のために行う土地の取得や施設整備等の場合と定められている。

この他、税や手数料、許認可等の取扱いについては、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 12 条、第 29 条、第 30 条等、令第 22 条及び第 23 条等で定められており、概ねこれまでの国立大学等と同様の取扱いとなっているが、具体的な適用については個々に確認していただきたい(参考:「国立大学法人法等の施行について」(平成 15 年 12 月 19 日付文部科学事務次官通知 15 文科高第 659 号))。

## **③国立大学法人等における施設の整備財源**

### **(1) 施設整備費補助金**

国立大学法人等の施設整備については、国の施設整備費補助金が基本的財源となる。また、従来、国立学校特別会計制度が有していた長期借入金や財産処分収入を施設整備に充てる仕組みについても、センターの施設費貸付事業・交付事業により維持することとなった。現在、国立大学等においては、第 2 期科学技術基本計画（平成 13 年 3 月閣議決定）を受けて策定された「国立大学等施設緊急整備 5 年計画」を推進しているところであり、法人化後も引き続きこれらの財源を活用して、着実に実施することとしている。

施設整備費補助金は、建物等の施設整備、大型設備、不動産購入及び災害復旧等を対象とし、一定の基準に基づき措置される補助金であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けることとなる。なお、法人化に当たり、各大学等の自主性を活かした弾力的な施設整備が推進できるよう、従来の学部毎の整備基準を大学全体に大綱化・弾力化したり、寄付その他の自己収入の活用による整備やPFI等の民間の資金・ノウハウを活用した整備も可能となっている。また、第三者評価による事業採択、施設の有効活用・維持管理の取組の評価、諸規制の緩和や各種手続の廃止・簡素化も図られている。これらにより、法人化後、施設整備についても各大学等の自主性をより活かした取り組みが可能になるものと考えられる。

## **(2) 長期借入金及び債券**

国立大学法人等においては、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することが出来るとされており、その範囲は、キャンパスの移転整備及び附属病院整備のための土地の取得や施設整備等とされている。

また、センターは、国立大学法人等に対し、キャンパスの移転整備及び附属病院整備のため必要な資金を貸し付ける「施設費貸付事業」を行うこととしており、その事業に必要な経費に充てるため文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができるとされている。

なお、借入条件等を勘案すると、通常、キャンパスの移転整備及び附属病院整備に必要な経費はセンターを通じて確保することとなると考えられる。

## **(3) センターによる施設費交付事業**

国立大学法人等が国から出資を受けた土地を処分する際、その処分収入の一部をセンターに納付することとされており（納付基準については平成16年文部科学省告示第52号を参照）、センターは、その納付された収入を財源、として、文部科学大臣の定めるところにより施設費の交付を行うこととされている（独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条）。これは、国立大学法人等全体の施設整備を効率的かつ計画的に実施するため、文部科学大臣が、補助金を含めて各財源の状況を一体的に勘案しながら事業を実施することとしているためである。国立大学法人等においては、当該施設費の会計処理を国からの施設整備費補助金に準じて取り扱うこととなる。

## **④国立大学法人等の収支構造**

### **(a)平成16年度予算案**

平成16年度の国立大学法人等関係予算案は、法人法制定の際の国会附帯決議（平成15年7月8日参議院文教科学委員会、同旨：同年5月16日衆議院文部科学委員会）でも述べられているとおり、「法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること」に留意しつつ、また、国立大学協会からの要望（「国立大学関係予算の充実について」（平成15年11月12日））である「総額の確保」を重要課題として受け止めながら、作成されたものである。

予算編成に当たっては、法人化に伴い、国立学校特別会計が廃止されたり、また、新たに各法人毎

に運営費交付金や施設整備費補助金等が交付され、各法人が予算を管理・執行することとなるなど、会計制度や予算の管理主体の変更等に伴って、予算のつくりの変更や整理が必要であった。このため、(1)まず《法人化に伴い必要となる経費》をきちんと措置するとともに、(2)①《本省経費へ移行するもの》(1,026億円)(註5)や②《人事院勧告の影響等》制度上当然減となるもの(532億円)(註6)の調整がなされた。この結果、1兆3,174億円の運営費交付金を確保することができ、図4のようになった(30頁の図5、31頁の表4参照)。この他、平成16年4月からの医科の卒後臨床研修必修化に伴う経費や法科大学院の専任教員への対応なども措置された。以上の平成16年度予算案をもとに、国立大学法人等の業務運営予算の収支構造を見ると、図6のとおりである。

このように、予算・会計制度の変更を伴っているため、平成16年度予算案は、平成15年度の一般会計からの特会繰入との単純な比較はできないが、《本省経費への移行等》や《人勧影響等》の法人化に伴う制度上の当然、減などを調整して実質比較を行うと、平成16年度の運営費交付金は《15年度水準と実質的に同水準以上》を確保できたものと言うことができる。政府全体の一般歳出や文部科学省予算が減少(2,621億円減、4.1%減(文科省歳出予算のうち一般会計は6兆599億円))している中で、円滑な移行ができるよう努めたところである。

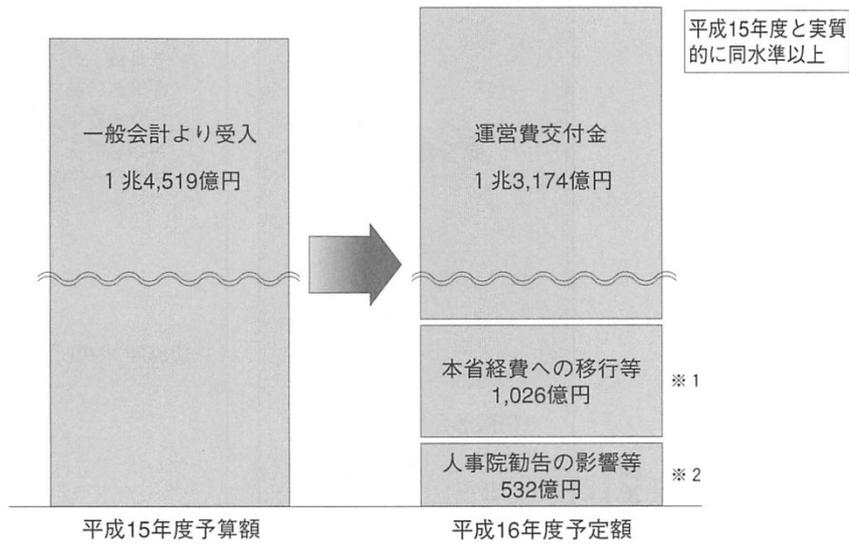
(註5)《法人化に伴い本省等へ移行計上された経費》としては、「国家公務員共済組合負担金の国負担分」の871億円(法人化すれば、国負担分は、当然国である文部科学省本省経費として負担)や、宇宙科学研究所や東京大学海洋研究所(一部)が、それぞれ旧特殊法人等と統合されたうえで、独立行政法人へ変わることに伴う移行経費など、総額1,026億円。これらは、予算の移管により資金の入りが変わるだけであり、各国立大学法人等には何ら影響を与えるものではない。

(註6)《人事院勧告の影響等》は、概算要求後の事情変更により、制度上自動的に減額する必要があるもの。これには、「人事院給与勧告影響額」の329億円減(法人化は、平成15年度末の水準に合わせて円滑な移行を図ることとされており、本年度既に実施された人勧の影響分は当然反映させておくべきもの)、「減額補正分」の203億円減(毎年、政府全体で予算執行の節約を図り、秋以降、減額補正を行っているもの。法人化により、自由に使える渡し切りの交付金となることから、今後、この減額補正分は予め差し引いて各法人等へ交付。ちなみに、近年、この減額補正分は、各大学等へ配分せず、文部科学省で留保していたため、この減額分は各大学等に何ら影響を与えるものではない。)がある。

図4 平成16年度 国立大学法人等関係予算予定額の概要

(1) 運営費交付金

(注) 国立大学法人等とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、(独法)国立高等専門学校機構、(独法)国立大学財務・経営センター、(独法)メディア教育開発センター、(独法)大学評価・学位授与機構である。



※1: 国家公務員共済組合負担金の国負担分など本省経費に計上する経費等であり、国立大学等に対する公費投入額水準に影響しない。  
 ※2: 人事院給与勧告(▲2.42%)などの当然減額であり、15年度水準が既にその水準であることから影響は生じない。

(2) 施設整備費補助金

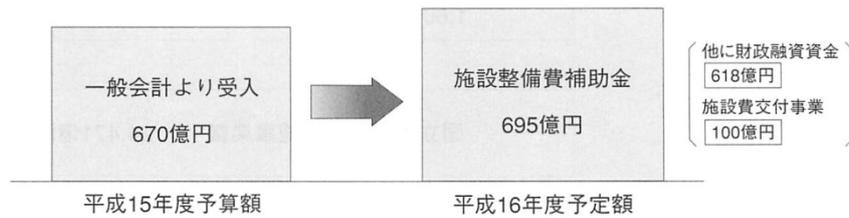
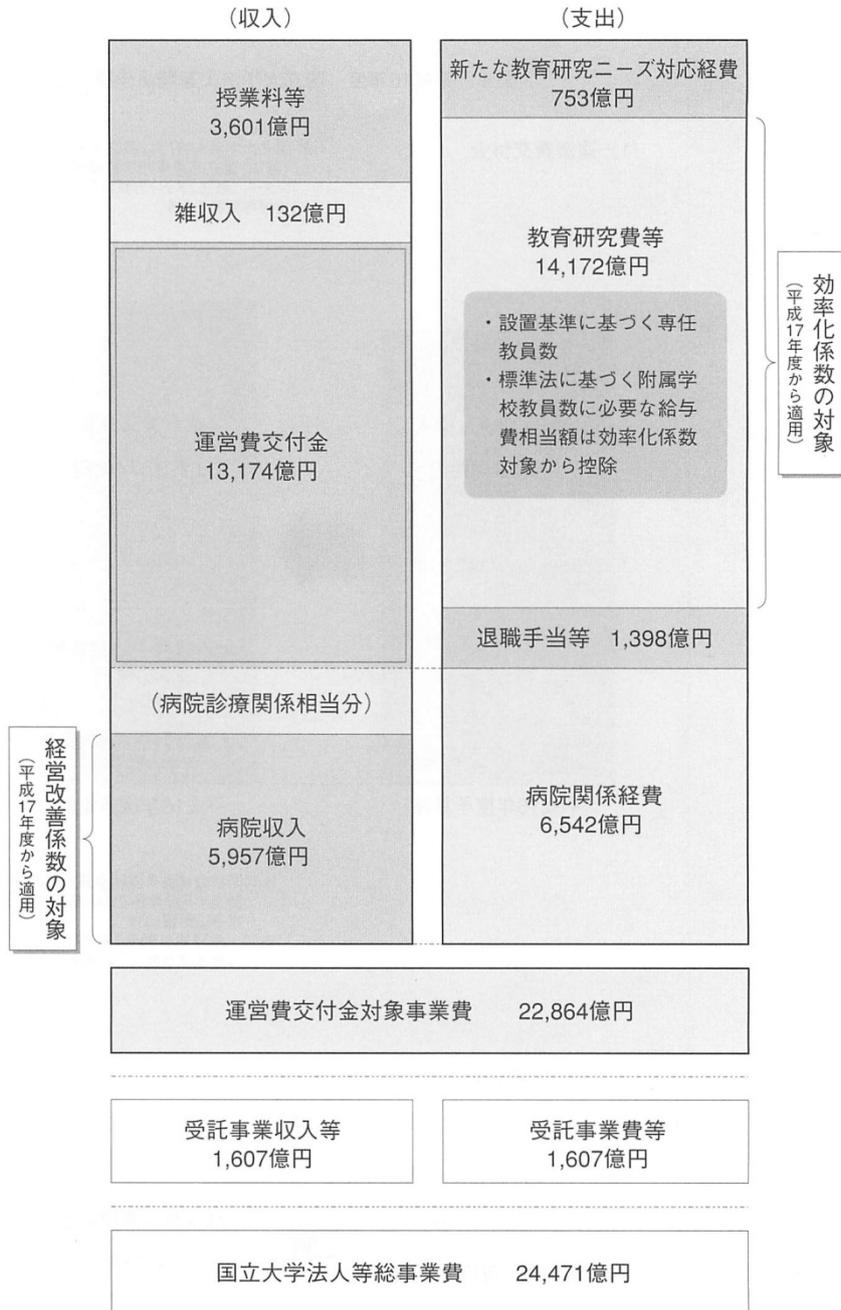


図6 国立大学法人等の収支構造（イメージ）

【平成16年度予算政府原案ベース】



また、図4の「(2) 施設整備費補助金」のとおり、平成16年度予算案では「施設整備費補助金」を695億円確保することができ、前年度と比べて25億円増としたほか、「財政融資資金」を65億円増の618億円とした。さらに、事業規模の充実を図るため、国立学校特別会計からセンターへ繰り入れる資金のうち100億円を「施設費交付事業」として新規に立ち上げることとしたところである。

なお、平成 16 年度は、法人化の初年度に当たるため、16 年 4 月以降に各国立大学法人等に出資される土地等が初年度からすぐに処分できることはほとんど見込まれないことから、平成 16 年度は、財産処分収入はゼロとされている。

こうした結果、国立大学等施設緊急整備 5 か年計画は、平成 16 年度予定事業を全て達成できると、79.7%、約 8 割の達成が可能となる。（平成 15 年度の達成率は 70.6%）

#### (b)移行に伴う措置

「法人化に伴い必要となる経費」として、労災保険・雇用保険や法定監査人費用など《法令に基づき必要となる経費》は、運営費交付金の一般管理費の算定対象として、所要額を積算した。

また、各国立大学法人等が加入する保険については、国立大学法人総合損害保険開発検討会(平成 15 年 6 月国立大学協会の中に設置)において検討が進められ、一定数の会員等(国立大学法人等)の加入によるスケールメリットを活かして保険料の低減を図りつつ、国立大学法人等向けの合理的かつ簡便な総合損害保険制度の仕組みが提示された（「国立大学法人総合損害保険制度の開発検討について－中間報告－」（平成 15 年 9 月 27 日））（32 頁の図 7 参照）。

基本的には、保険の加入は《任意》であることから、運営費交付金においては、各大学等がそれぞれ対応していくこととされている。しかし、保険の中には、任意加入であっても、①所有者や事業者の保険加入が、社会通念上も一般的と考えられるものがあること、②事故等の発生の際には、早急な被害者救済等が必要と考えられるものがあること、から、こうした性格をもった、自動車保険や船主責任保険、病院賠償責任保険については、運営費交付金の一般管理費の算定対象として積算された。

なお、新会計システム導入経費などの移行準備経費（△136 億円）については、平成 15 年度限りの経費であることから、減額した。

#### (c)大学等に対する財政支援の多様化

国立大学法人の運営費の大半は運営費交付金で賄われることとなるが、運営費交付金では対応できない個別の政策誘導的な補助金、国公立の枠を超えた補助金として、平成 16 年度予算案では《国公立大学を通じた大学教育改革の支援》の補助金をさらに充実させ、運営費交付金以外の手法による大学支援の充実を目指したところである。具体には、新規として「特色ある大学教育改革の支援」に 68 億円、「法科大学院等専門職大学院の形成支援」に 15 億円が措置された。また、創設以来 3 年目となった「21 世紀 COE プログラム」については、前年度比 33 億円の増額を図り、367 億円とされたところである。

これにより、我が国の高等教育に対しては、運営費交付金、施設整備費補助金等、私学助成、国公立を通じた大学教育改革支援経費、奨学金、科学研究費補助金、科学技術振興調整費、戦略創造など、多様な財政支援が準備されることとなった。（33 頁の表 5 参照）

### (3) 国立大学法人制度における会計面の特徴

#### ①国からの交付金等の使途

国立大学法人等は、運営費交付金、自己収入等を一元的に管理し、中期目標の効率的・効果的な達成のため、自主性・自律性をもって柔軟かつ有効に活用することが期待される。特に運営費交付金については、使途を特定しない「渡し切りの交付金」であり、実際の使途は国における予算の算定区分に必ずしもとらわれる必要はないとの特徴がある。

運営費交付金は、独立行政法人の場合と同様、基本的には、予算の繰越や国立大学法人等が学内において定めた予算間における流用が可能とされている。この点について付言すると、運営費交付金は、当該年度における業務運営の財源として措置されるため、措置を受けた年度にその全額を使用するのが通常の取扱いであるが、①教育研究の進展状況により当初予定していた業務を行わないこととなったことにより生じた運営費交付金の未使用額、並びに、②剰余金のうち準用通則法第44条第3項における文部科学大臣の承認を受けたもの(いわゆる「経営努力認定」を受けた剰余金)については、次年度以降に業務運営の財源等として使用が可能である。これら①②の場合、国立大学法人等は、その説明責任を果たすことが求められる。

#### ②企業会計原則を原則とした会計基準

国立大学法人等における会計処理は、準用通則法第37条により企業会計原則を原則とすることとされている。これは、国立大学法人等が自主的・自律的な運営を行うため、その財政状態や運営状況を適切に把握するとともに、国民へその財政状態等を開示するため、発生主義により費用や収益を認識し、複式簿記により会計処理を行い、会計帳簿に基づいて貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成するものである。なお、当該財務諸表は、国立大学法人評価委員会の評価対象となる。

国立大学法人等に適用される会計基準については、「独立行政法人会計基準」を参考としつつ、国立大学法人等の場合は、①主たる業務内容が教育・研究であること、②学生納付金や附属病院収入等の固有かつ多額の収入を有すること、③多数設立される国立大学法人間において一定の統一的取扱いが必要と考えられること等を踏まえ、外部有識者等の意見をもとに告示により定められた(国立大学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号))。

なお、外部有識者等の意見においては、国立大学法人等における上記特性を考慮し、①運営費交付金の収益化の進行基準について期間進行基準を原則(他の基準によることがより適当な場合は他の進行基準)とすること、②図書は教育研究の基礎となることから、定義を明確にし、取得原価に係わらず資産計上し、使用中は減価償却は行わず、除却時に一括して費用計上すること、③授業料は受領時に負債計上し、運営費交付金と同様に原則として期間進行基準で収益化を行うこと、④セグメント情報として、附属病院を有する国立大学法人は少なくとも附属病院をセグメント区分として開示を行い、その他の大学においても適切な区分によって開示を行うこと等の取扱いが提言されている。

### ③各国立大学法人等における会計処理規程

国立大学等が法人化すると、財政法、会計法等国の会計関係諸法令の適用対象外となり、国立大学法人会計基準の適用を受けることとなるため、この会計基準の範囲内で各国立大学法人等は実情に応じ最も合理的な会計処理を行えるよう会計規程等の内部規程を定め、それにより会計処理を行うこととなる。

なお、会計規程は文部科学大臣へ届出が必要である。

### ④国立大学法人等における監査等

#### (1) 監事による監査

監事による監査は、国立大学法人等の役員として、法人の適正な業務運営を確保することを目的に行われるものであり、法人法第 10 条第 1 項、第 11 条第 4 項及び第 5 項により義務付けられている。監事は、検査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができることとされている。

#### (2) 会計監査人による監査

国立大学法人等の財務諸表の正確性、合規性を確保するため、準用通則法第 39 条により会計監査人等の会計監査人による監査が義務付けられている。監査の結果、財務諸表における監査報告書を公表することとされている。なお、会計監査人は、準用通則法第 40 条により文部科学大臣が選任することとされている。

国立大学法人等において、会計監査人が監査を行うに当たっての監査基準は、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（平成 13 年 3 月 7 日 平成 15 年 7 月 4 日改訂 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会）を参考に外部有識者等の意見を踏まえ、作成されることとなる。

#### (3) 会計検査院による検査

国立大学法人等は、国が資本金の全てを出資しているため、会計検査院法第 20 条及び同法第 22 条第 5 号（国が資本金の 1/2 以上を出資している法人の会計）により会計検査の必要的検査事項の対象とされており、他の独立行政法人同様、計算証明規則に則った書類の提出が必要となるほか、実地検査を受けることとなる。検査結果については、決算検査報告として国会へ報告されることとなる。

## (4) 今後の課題

### ①人件費管理

運営費交付金算定ルールにおいては、大学等の自主性の観点から人件費・物件費の区分が撤廃された。他方、大学等の財務の構造は、法人化前と同様、人件費が依然として大きな割合を占めており、優秀な教職員の確保が教育研究の発展の鍵となっていることから、各国立大学法人等の運営にとって、人件費管理は重要課題である。

法人化前における各大学等の人件費執行は、毎年度定められた定員の範囲内であれば、人事院協議その他特段の事情があるものを除いては、各種法令等に従って、所要の人件費が措置される仕組みで

あった。このため、各大学等は、毎年度の人件費総額に特段の注意を払わなくても、定員管理さえしっかり行っておけば、国立学校特別会計の調整もあり、確実に人件費が措置されていた。

これに対し、法人化後は管理手法が逆転する。すなわち、各大学等は《定員管理》からではなく、将来を見据えた適切な雇用計画をもとにまず《人件費管理》を行い、そのうえで学内で定めた人事諸制度をうまく活用しながら、定員や組織を管理していくこととなる。

また、国家公務員制度から離れることから、各国立大学法人等は、労働組合法、労働基準法等の法体系のもと、人事制度を自ら定めていくこととなる。このため、人件費の節減合理化のための様々な工夫、昇給・賞与への対応、社会保障制度の改革による法定福利費の増、採用・退職の管理などの課題に対応しつつ、将来に向けて教育研究の質を高めていくため、教職員の能力・士気を引き出し高めていくような人事給与制度をつくり出していくことが課題となる。その際、人事担当部局と予算担当部局との連携は不可欠である。

## ②予算管理、資金管理等

人件費管理だけでなく予算管理についても、重要な課題である。各国立大学法人等においては、経営協議会等の仕組みを活用しつつ、学長のリーダーシップの下、学内のセクショナリズムを越えて、「学内の予算や人材等の財を、いかに各大学等の使命・目標や経営戦略に合わせて配分していくか」という新たな予算配分プロセスの確立が課題となると考えられる。また、効率化係数などの運営費交付金算定ルールや授業料(標準額)等についての国の動向に留意しながら、寄付金収入や受託研究収入等の自己収入を確保して事業規模を確保することや、概算要求への対応なども重要な課題であると考えられる。この際、高等教育に対する国の財政支援の手法も多様化していることから、各大学等は、それぞれの経営方針や教育研究の実態に合わせて、これらを活用しつつ、多様な資金による大学運営の安定・発展を目指すことが求められるものと考えられる。さらに、法人化により国立学校特別会計が廃止され、各法人毎にそれぞれ会計をもって資産・資金を管理することとなる。国の会計法令の適用も受けなくなることから、これまでの煩瑣な手続から離れ、各大学等の選択・判断の自由度は大いに高まる。予算の使い方や物品調達等についても、今後は教育研究の現場に対応しやすくなり、学内で適切なルールを定めていくことができるようになる。各国立大学法人等は、資金を効率よく管理することが求められる。

この他、将来の高等教育・学術研究の動向を大学等自らが評価し選択していく目・体制の整備、教育研究組織の柔軟な改編や効率的な事務編成、内部監査体制の充実や財務情報の開示、評価への対応、地方自治体や企業との一層の連携など、様々な課題が考えられる。

裁量拡大など国立大学法人化の利点を最大限に活かした前向きな取り組みが期待される。

表1 国立大学法人運営費交付金算定ルール概要

### I 学部教育等標準運営費交付金

学部教育等の教育研究費等について、学生数等の客観的な指標に基づく各大学に共通の方式により算出

$$\left[ \begin{array}{l} \text{（一般管理費＋学部・大学院教育研究費＋附属学校教育研究＋教育等施設）} \\ \text{基盤経費）－収入（入学金収入＋授業料収）} \end{array} \right]$$

$$\begin{array}{l} \cdot \text{一般管理費} \times \alpha \quad \cdot \text{学部大学院教育研究経費} \times \alpha * \times \beta \times \gamma \\ \cdot \text{附属学校教育研究費} \times \alpha * \times \beta \times \gamma \quad \cdot \text{教育等施設基盤経費} \times \alpha \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{（収入）} \cdot \text{入学金収入（毎年度入学定員} \times \text{標準額）} \\ \cdot \text{授業料収入（毎年度収容定員} \times \text{標準額）} \end{array}$$

\*設置基準に基づく専任教員数及び標準法に基づく附属学校教員数に必要な給与費相当額を効率化係数の対象から控除

### II 特定運営費交付金

各大学における教育研究活動の実態に応じ必要な所要額を算出

$$\left[ \begin{array}{l} \text{（学部・大学院教育研究費＋附属学校教育研究費＋教育研究診療経費）} \\ \text{＋附置研究所経費＋附属施設等経費）} \\ \text{－その他の収入＋特別教育研究経費＋特殊要因経費} \end{array} \right]$$

$$\begin{array}{l} \cdot \text{学部大学院教育研究費} \times \alpha \times \beta \times \gamma \quad \cdot \text{附属学校教育研究費} \times \alpha \times \beta \times \gamma \\ \cdot \text{教育研究診療経費} \times \alpha \times \beta \quad \cdot \text{附置研究所経費} \times \alpha \times \beta \\ \cdot \text{附属施設等経費} \times \alpha \times \beta \end{array}$$

・特別教育研究経費(教育研究施設の新設、教育研究事業費、教育研究設備費等に対し当該年度において措置)

・特殊要因経費

$$\text{（収入）} \cdot \text{その他収入(検定料収入、雑収入等)}$$

### III 附属病院運営費交付金

附属病院の一般診療経費及び債務償還金の合計が病院収入と収支相応していない場合に一定の条件で交付

$$\left[ \text{（一般診療経費＋債務償還経費＋特殊要因経費）－（附属病院収入）} \right]$$

$$\cdot \text{一般診療経費} \cdot \text{債務償還経費} \cdot \text{特殊要因経費}$$

$$\text{（収入）} \cdot \text{附属病院収入(前年度病院収入＋平成16年度病院収入} \times \lambda \text{)}$$

\*予定された病院収入を上回る増収分は当該法人で使用

[その他、受託事業・寄付金収入等の外部資金は交付金算定に影響させない。]

#### 諸係数

$\alpha$  : 効率化係数。△1%とする。(設置基準に基づく専任教員数に必要な給与費相当額等を対象から控除)

$\beta$  : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。

$\gamma$  : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。

$\lambda$  : 経営改善係数。2%とする。平成16年度病院収入に係数をかけた磁の増収を見積もる。

表 2 国立大学法人の運営費交付金算定ルール

**ケース A 学部、研究科又は学校教育法第108条第5項に規定する学科を有する場合**

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

**I 【学部教育等標準運営費交付金対象事業費】**

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

**【学部教育等標準運営費交付金対象収入】**

- ⑤「入学科収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

**II 【特定運営費交付金対象事業費】**

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

**【特定運営費交付金対象収入】**

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

**III 【附属病院運営費交付金対象事業費】**

- ⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

**【附属病院運営費交付金対象収入】**

- ⑱「附属病院収入」：附属病院収入。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

**運営費交付金 = A ( y ) + B ( y ) + C ( y )**

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A ( y ) = D ( y ) + E ( y ) + F ( y ) + G ( y ) - H ( y )$$

- (1)  $D(y) = [D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)] \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$
- (2)  $E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$
- (3)  $F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$
- (4)  $G(y) = G(y)$
- (5)  $H(y) = H(y)$

D ( y ) : 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費 (③、⑧) を対象。

E ( y ) : 教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪) を対象。

F ( y ) : 教育等施設基盤経費(④) を対象。

G ( y ) : 特別教育研究経費(⑫) を対象。

H ( y ) : 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑬) を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B ( y ) = I ( y ) - J ( y )$$

- (1)  $I ( y ) = I ( y )$
- (2)  $J ( y ) = J(y-1) + K(y)$   
 $[K(y) = J' (y) \times \lambda (\text{係数}) - J' (y)]$

[その他]附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費(⑮)、債務償還経費(⑯)、附属病院特殊要因経費(⑰) を対象。

J(y) : 附属病院収入(⑱)を対象。(J' (y))は、平成 16 年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C ( y ) = L ( y ) + M ( y )$$

- (1)  $L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$
- (2)  $M(y) = M(y)$

L ( y ) 一般管理費(①) を対象。

M(y) 特殊要因経費(⑲) を対象。

## 諸係数

$\alpha$  (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じて運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

$\gamma$  (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\varepsilon$  (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

$\lambda$  (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成 17 年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

## ケースB 「ケースA」 以外の場合

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

### I 【特定運営費交付金対象事業費】

- ① 「一般管理費」 : 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。G (y-1) は直前の事業年度における G (y)。
- ② 「教育等施設基盤経費教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。D (y-1) は直前の事業年度における D (y)。
- ③ 「大学共同利用機関経費」 : 大学共同利用機関の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。C (y-1) は直前の事業年度における C (y)。
- ④ 「特別教育研究経費」 : 特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑤ 「特殊要因経費」 : 特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

### II (特定運営費交付金対象収入)

- ⑥ 「その他収入」 : 雑収入。平成 16 年度予訂額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) - F(y)$$

- (1)  $C(y) = C(y-1) \times \beta$  (係数)  $\times \alpha$  (係数)
- (2)  $D(y) = D(y-1) \times \alpha$  (係数) :  $\pm \varepsilon$  (施設面積調整額)
- (3)  $E(y) = E(y)$
- (4)  $F(y) = F(y)$

C(y) : 大学共同利用機関経費(③)を対象。

D(y) : 教育等施設基盤経費(②)を対象。

E(y) : 特別教育研究経費(④)を対象。

F(y) : その他収入(⑥)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = G(y) + H(y)$$

$$(1) G(y) = G(y-1) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(2) H(y) = H(y)$$

---

G(y) 一般管理費(①)を対象。

H(y) 特殊要因経費(⑤)を対象。

---

#### 諸係数

$\alpha$ (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

$\beta$ (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じて運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

$\varepsilon$ (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

図5 平成16年度 国立大学法人等予算予定額の構成

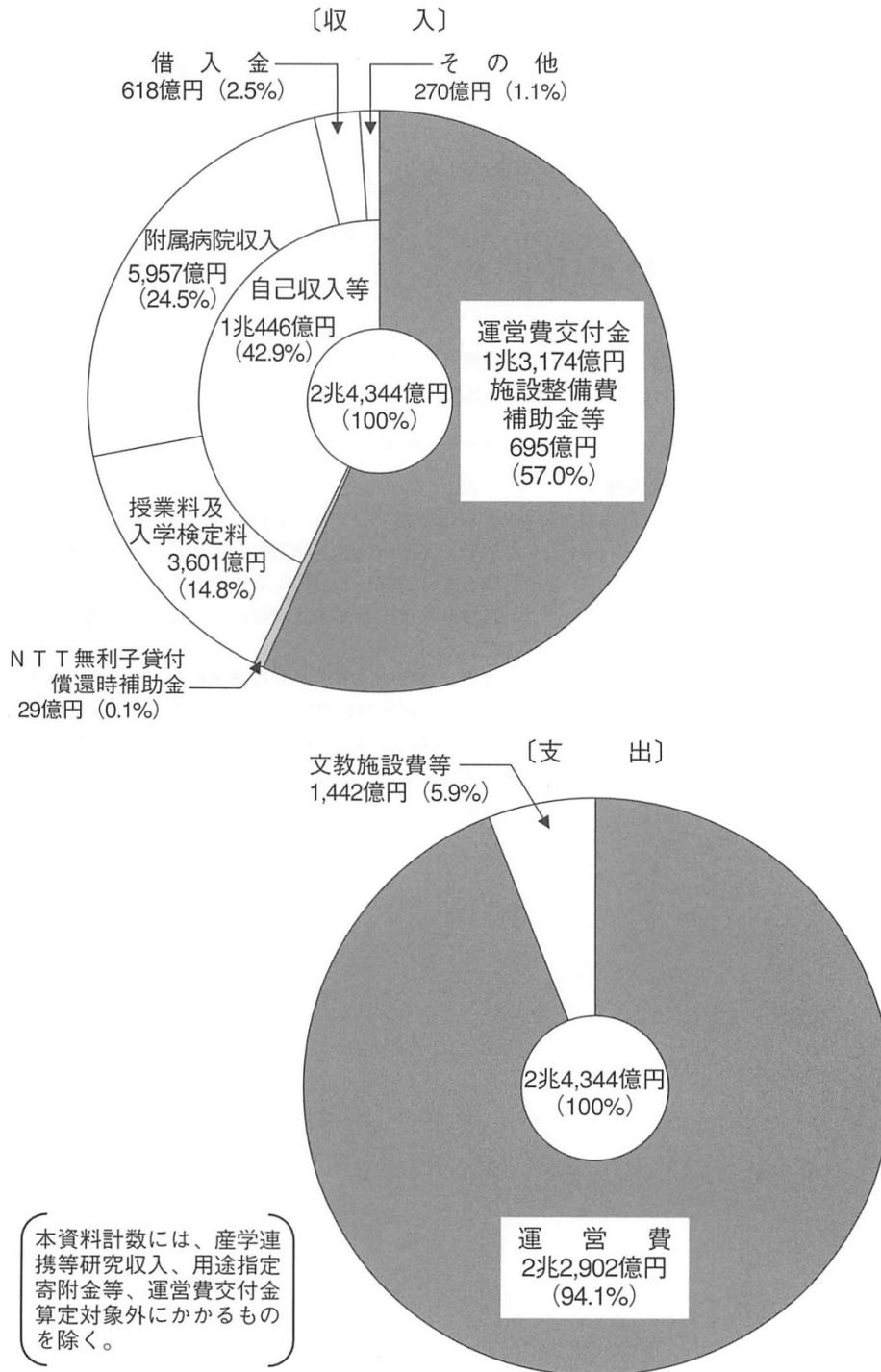


表 4

収 入		支 出	
区 分	平成16年度 予定額	区 分	平成16年度 予定額
自 己 収 入	955,385	運 営 費 費 等	2,106,555
運 営 費 交 付 金	1,151,170	施 設 費 費 等	127,605
施 設 整 備 補 助 金 等	55,805		
施 設 費 貸 付 事 業 収 入	61,800		
財 務 ・ 経 営 セ ン タ ー 交 付 金	10,000		
収 入 合 計	2,234,160	支 出 合 計	2,234,160

【国立大学法人】 (単位：百万円)

収 入		支 出	
区 分	平成16年度 予定額	区 分	平成16年度 予定額
自 己 収 入	484	運 営 費 費 等	90,884
運 営 費 交 付 金	90,400	施 設 費 費 等	13,076
施 設 整 備 補 助 金 等	13,076		
収 入 合 計	103,960	支 出 合 計	103,960

【大学共同利用機関法人】 (単位：百万円)

収 入		支 出	
区 分	平成16年度 予定額	区 分	平成16年度 予定額
自 己 収 入	955,869	運 営 費 費 等	2,197,439
運 営 費 交 付 金	1,241,570	施 設 費 費 等	140,681
施 設 整 備 補 助 金 等	68,881		
施 設 費 貸 付 事 業 収 入	61,800		
財 務 ・ 経 営 セ ン タ ー 交 付 金	10,000		
大 学 ・ 共 同 利 用 機 関 収 入 合 計	2,338,120	大 学 ・ 共 同 利 用 機 関 支 出 合 計	2,338,120

【国立大学法人+大学共同利用機関法人】 (単位：百万円)

収 入		支 出	
区 分	平成16年度 予定額	区 分	平成16年度 予定額
自 己 収 入	12,658	運 営 費 費 等	83,220
運 営 費 交 付 金	70,562	施 設 費 費 等	3,532
施 設 整 備 補 助 金 等	3,532		
収 入 合 計	86,752	支 出 合 計	86,752

【(独法) 国立高等専門学校機構】 (単位：百万円)

収 入		支 出	
区 分	平成16年度 予定額	区 分	平成16年度 予定額
自 己 収 入	12	運 営 費 費 等	2,520
運 営 費 交 付 金	2,508	施 設 費 費 等	0
施 設 整 備 補 助 金 等	0		
収 入 合 計	2,520	支 出 合 計	2,520

【(独法) メディア教育開発センター】 (単位：百万円)

収 入		支 出	
区 分	平成16年度 予定額	区 分	平成16年度 予定額
自 己 収 入	80	運 営 費 費 等	2,269
運 営 費 交 付 金	2,189	施 設 費 費 等	0
施 設 整 備 補 助 金 等	0		
収 入 合 計	2,269	支 出 合 計	2,269

【(独法) 大学評価・学位授与機構】 (単位：百万円)

収 入		支 出	
区 分	平成16年度 予定額	区 分	平成16年度 予定額
自 己 収 入	393	運 営 費 費 等	956
運 営 費 交 付 金	563	特 別 借 入 金 償 還 経 費	3,809
特 定 学 校 財 産 処 分 収 入	3,809		
借 入 金 (再 掲)	61,800	施 設 費 貸 付 事 業 費 (再 掲)	61,800
積 立 金 等 (再 掲)	10,000	施 設 費 交 付 事 業 費 (再 掲)	10,000
収 入 合 計	4,765	支 出 合 計	4,765

【(独法) 国立大学財務・経営センター】 (単位：百万円)

(単位：百万円)

国立大学法人等収入合計	2,434,426	国立大学法人等支出合計	2,434,426
-------------	-----------	-------------	-----------

内 訳		内 訳	
区 分	平成16年度 予定額	区 分	平成16年度 予定額
自 己 収 入	969,012	運 営 費 費 等	2,286,404
運 営 費 交 付 金	1,317,392	施 設 費 費 等	144,213
施 設 整 備 補 助 金 等	72,413	特 別 借 入 金 償 還 経 費	3,809
特 定 学 校 財 産 処 分 収 入	3,809		
施 設 費 貸 付 事 業 収 入	61,800		
財 務 ・ 経 営 セ ン タ ー 交 付 金	10,000		

※上記計数には、産学連携等研究収入、用途指定寄附金等、運営費交付金算定対象外にかかるものを除く。

図7 国立大学法人総合損害保険（仮称）における各保険種目の構成

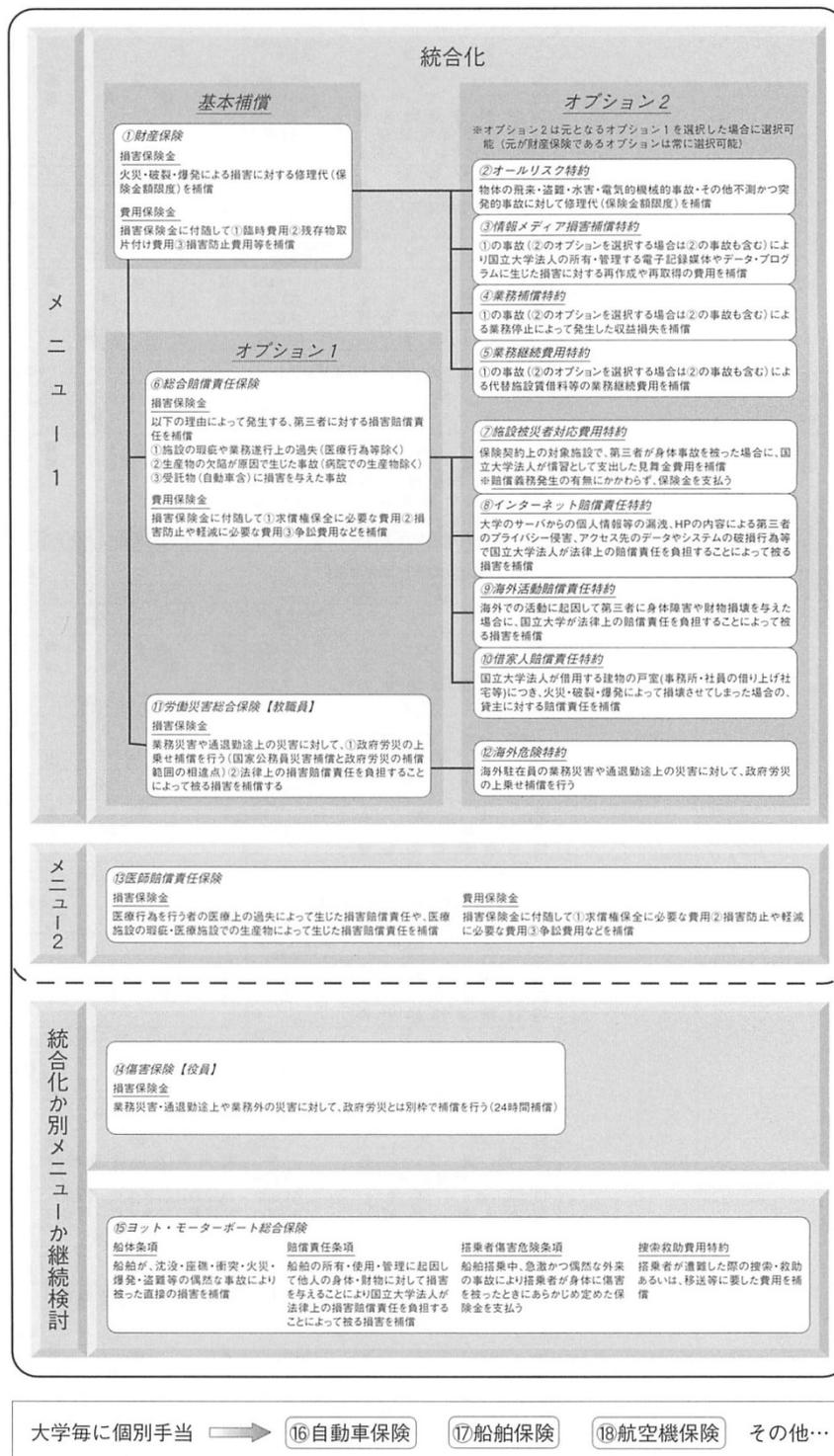


表 5 国立私立大学を通じた大学教育改革の支援

(平成 15 年度予算額 334 億円)

平成 16 年度予定額 450 億円

1. 趣旨

大学教育改革への取組が一層促進されるよう、各大学が取り組む教育プロジェクトに対し、国公私立大学を通じた競争原理に基づいて優れた取組を選定するとともに、重点的な財政支援を行い、高等教育の更なる活性化を図る。

2. 事業内容

(新規)

(1) 特色ある大学教育改革の支援 平成16年度予定額 68億円

◎大学教育改革における種々の取組の中で特色ある優れたものを選定し支援。

○特色ある大学教育等支援プログラム 平成16年度予定額 52億円

(グッド・プラクティス(GP))

◇「特色ある大学教育支援プログラム」・・・大学教育改革における特色ある優れた取組を支援

◇「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」・・・各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応した取組を支援

[テーマ(案)] ・学部レベルにおける知的財産教育

・仕事で英語が使える日本人の育成

・他大学との統合・連携による教育研究機能の強化

・長期的インターンシップ導入などの産学連携教育

・ITを活用した実践的遠隔教育(e-Learning)

○海外先進教育実践支援プログラム 平成 16 年度予定額 16 億円

◇教員の教育研究能力の向上等を目的とした海外派遣の取組について、国公私立大学等を通じ支援

(新規)

(2) 法科大学院等専門職大学院の形成支援 平成16年度予定額 15億円

◎法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院における特色ある教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクトを支援

〔・法科大学院 約20プロジェクト〕  
〔・ビジネススクール等専門職大学院 約10プロジェクト〕

【プロジェクトの内容の例】 ・理論と実務の架橋を目指した実践的教育内容・方法の開発

・社会人の受入体制の整備と地域との連携促進

・海外のプロフェッショナルスクールとの教育研究交流

・判例・文献等のデータシステム整備などによる学習支援体制の高度化

(平成 15 年度予算額 334 億円)

(3) 21世紀COEプログラム 平成16年度予定額 367億円

◎第三者評価による競争原理の導入により、国公私立大学を通じ、優れた研究教育拠点に重点支援を行い、世界最高水準の大学づくりを推進する。

◎これまでに選定されたプログラムへの継続支援、中間評価及び学術革新的な分野開拓を目指す研究教育拠点形成プログラムに限定した公募を実施。